

# 水道だより

2009.6.1発行  
釜石市水道事業所

〒026-0043 釜石市新町1番26号  
TEL 0193-23-5881

- ◆市民の皆さまのアクセスをお待ちしております。  
<http://www.city.kamaishi.iwate.jp>
- ◆市民の皆さまのご意見・ご要望をお寄せください。  
E-mail [suidou@city.kamaishi.iwate.jp](mailto:suidou@city.kamaishi.iwate.jp)

## 目次

- 水道週間／水道施設の見学にお越しください… 1
- 平成21年度 主な事業… 2
- 貯水槽を設置している皆さんへ… 3
- お知らせ… 4

## 水道週間 6月1日～7日

おいしいね  
この水未来に いつまでも

水道週間は、厚生労働省、都道府県をはじめ各市町村の水道事業者等によって実施される様々な広報活動等の運動を通して、水道について更に国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展に資することを目的として毎年実施され今年度で51年を迎えます。

水道は生活の一部として、あたりまえのように使われています。災害になつてはじめて気づく水道の大切さを、この機会に考えてみましょう。



## 水道施設の見学にお越しください!



わたしたちの暮らしに欠かすことのできない水道の施設を見学してみませんか。

水道水はどうやってつくられるの? 場内にはどんな施設があるの? などなど、職員がていねいに説明します。

見学を希望する方は、水道事業所(総務係)へお申込み下さい。

また、小・中学生の社会見学も受付します。

お気軽に見学できるよう、また、わかりやすく、ていねいに説明するよう準備しておりますので、ぜひお越しください。



**水まわり安全点検を行います**

無料

水道週間の一環として無料で水まわり(給水装置)安全点検を実施します。ご希望の方はぜひお申し込みください。

**対象者**  
市内に住む70歳以上の高齢者  
世帯及び障がい者の世帯

**お申し込み期限**: 6月8日(月)まで

### お点検日

6月中(釜石市水道工業協同組合より連絡します)

### お申込み

釜石市水道事業所(☎23-5881)または釜石市水道工業協同組合(☎36-1030)

### お料金

金: 無料(ただし点検のみ)  
\* 軽微な修繕についてはその場で行いますが、漏水等で工事が必要な場合は釜石市指定給水装置工事業者よりお見積もりします。

平成21年度

# 主な事業



水道事業所では、市民の皆さまに、24時間安心で安全な水道水を提供するために、さまざまな工事を行っています。工事中は、道路を掘り起こしたり、重機類の騒音、更にやむを得ず通行を制限することがあります。たいへんご迷惑をおかけしますが、みなさまの快適な生活を守るための工事です。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

## 上水道事業

### 【配水管布設】

良質で安全な水道水の安定供給を確保し、生活環境の向上を図るため、新たに配水管を布設することにより、水道未普及地域の解消を図ります。

● 国道283号（砂子渡地区）配水管布設工事

PEφ150 L≒380m

● 鶴住居64号線配水管布設工事

DCIPφ100≒φ150 L≒336m

● 新川原1号線配水管布設工事

DCIPφ75 L≒100m



### 【老朽管布設替】

配水管の経年劣化による赤水の発生、流量の減少、漏水事故等を未然に防止するとともに、良質で安全な水道水の安定

供給を確保するため、老朽管の布設替をします。

● 中妻町地区老朽管布設替工事

DCIPφ150 L≒450m

### 【鶴住居上水道統合整備事業】

平成20・21年度の2カ年で箱崎簡易水道、箱崎白浜簡易水道、仮宿簡易水道の水量・水質の安定を図るため、鶴住居上水道と統合し、第3水源（旧釜石北高校裏）の井戸水を供給するため、配水管の布設及び施設整備を行います。

● 鶴住居上水道統合整備事業

送水施設整備（箱崎ポンプ場）

浄水施設整備（滅菌施設）

配水施設整備

（仮宿第2配水池、鶴住居第2配水池）

配水管布設工事

PPφ50≒PEφ75 L≒510m



## 簡易水道事業

### 【小白浜簡易水道再編推進工事】

平成14年度から事業実施している小白浜簡易水道、本郷簡易水道、花露辺簡易水道の各地区の統合整備について、今年度中の完了に向け、川目地区への配水管布設及び小白浜第2配水池の防水工事を行い、施設の維持管理の効率化を図るとともに、水道未普及地区の解消を図ります。

● 小白浜簡易水道再編推進工事

PPφ50≒PEφ75 L≒368・7m

● 小白浜第2配水池防水工事

一式



### 【唄貝配水池連続水質監視装置設置工事】

水質基準に適合した良質で安全な水道水の安定供給の確保を図るため、連続水質監視装置を設置します。

● 連続水質監視装置

1基

# 貯水槽を設置している皆さんへ

いつでも安全で安心な水を確保するため、定期的な点検・清掃をお願いします。



きちんと管理  
されていないと



水道水が  
汚染される  
可能性あり。



- ・水槽の亀裂や配管の老朽化等による漏水
- ・動物や昆虫の侵入
- ・水質の悪化など



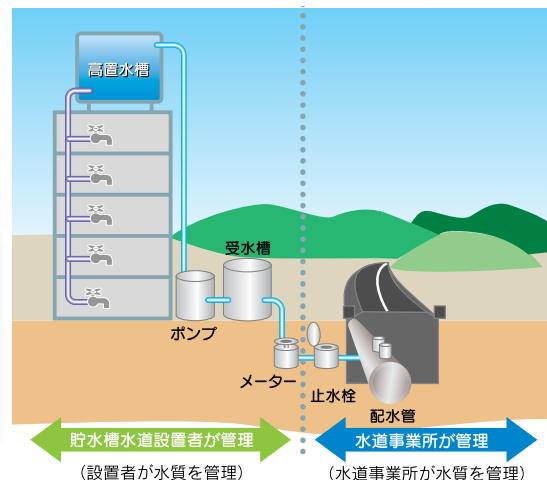
## 貯水槽とは？

ビル・マンションなどの建物で、市の水道から供給される水をいったん受水槽に受けたのち、利用者に給水する施設で、簡易専用水道（容量が10立方メートルを超える）と小規模貯水槽水道（容量が10立方メートル以下）に区分されています。

高置水槽



受水槽



## 維持管理について

### 貯水槽の点検

水槽にひび割れがないか、有害物や汚物等が混入していないか、マンホールのふたに鍵がかかっているか、水槽内に沈殿物・浮遊物等がないかなど、定期的に点検を行ってください。

地震や台風などの自然災害後の点検も忘れずに。

不備な点があれば、速やかに改善しましょう。



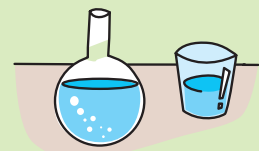
### 貯水槽の清掃

1年に最低1回以上、専門の清掃業者に依頼し、定期的に行ってください。



### 水質検査の実施

1年以内ごとに1回以上、水質（臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素）及び管理状況に関する検査を受けましょう。異常があった時は、保健所等の専門機関に依頼して、必要な項目の検査を行って安全性を確認してください。





# 料金係からの お知らせ

## 水道メーターの取替について

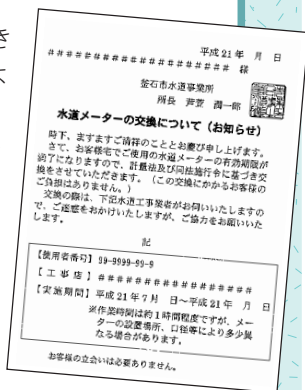
お客様のお宅に設置している水道メーターの定期交換を実施します。

水道メーターは、計量法に基づき有効期限（8年）以内に交換するよう定められています。

対象のお客様には事前にハガキにて通知いたします。

なお、交換は当所が委託した水道事業者が行います。（市が証明した身分証明を携帯しています。）

ご協力をお願いいたします。  
【実施予定時期】7月～11月



## 水道料金のお支払いは 便利な口座振替で

水道料金のお支払いは、安心・便利な口座振替をお勧めします。毎月25日（再振替日は原則翌月10日）に、お客様ご指定の金融機関口座から引き落としになります（但し休日のときはその翌日）。取り扱いできる金融機関は郵便局、市内金融機関の本店・各支店です。お申し込みは、通帳、印鑑と使用者番号がわかるもの（領収書、検針票等）をご持参のうえ、取扱金融機関窓口でお手続きください。



### 【口座振替取扱金融機関】

- ◆岩手銀行◆東北銀行
- ◆北日本銀行
- ◆郵便局（ゆうちょ銀行）
- ◆東北労働金庫◆宮古信用金庫
- ◆花巻農協◆岩手県信漁連

※「使用者番号」がわからない方は、料金係へお問い合わせください。



## 水道の中止に伴う精算料金について

水道料金は原則として、使用した月分を2ヵ月後にお支払いいただきます。ただし、水道の中止（閉栓）に伴う「精算料金」は中止する日と基準日（原則18日）との関係により、約2ヵ月分をまとめてお支払いいただく場合がありますのでご了承ください。

## 水道の使用（給水）申込みと中止届

水道の使用の開始（開栓）や中止（閉栓）、届出内容（使用者名、用途等）の変更を希望される方は、事前に（開始・中止の場合はその3営業日前までに）水道事業所へご連絡ください。

## 水抜き栓をご確認ください

新しい家に引越した際に、水道の開栓をしてもらったのに水が出ないというお問い合わせが多々あります。その際、水抜き栓が閉まっていることがよくあります。水抜き栓は冬季の水道管の凍結防止に役立つなど大切な装置ですので、ご自宅や管理している水抜き栓の位置や状態について、よく確認して頂きますようお願いいたします。

## メーター検針と水道料金のカレンダーです

（休日のためずれることがありますが目安としてご活用ください。）

1～10日	検針期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検針は2ヶ月毎に検針員が行います。</li> <li>●検針日は地区によって、変わります。</li> <li>●検針後、「使用水量・料金等のお知らせ」をお渡します。</li> </ul>
10日	口座再振替	●前月25日に引き落としとならなかった分です。
18日	納入通知書（発送日）	●納入通知書をお客様へ発送します。
25日	口座振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日のときはその翌営業日となります。</li> <li>●口座の残高にご注意ください。</li> </ul>
月末	納期限（納付制・集金制）	●納期限までにお納めいただけなかった場合には、翌月に督促状が発送されます。

督促状の指定する納期限までに料金を納められなかった場合は、給水を停止することがあります。  
（釜石市水道事業給水条例第41条）

詳しくは料金係へお問合せください。